

第1回人権尊重のまちづくり審議会 会議録

日 時：平成31年2月13日（水）午前10時から11時30分まで

場 所：門真市役所 本館2階 大会議室

出席者：

（人権尊重のまちづくり審議会委員）10名 50音順 敬称略

門真市民生委員児童委員協議会副会長	赤井 雅美
大阪大学国際共創大学院学位プログラム推進機構 未来共生イノベーター博士課程プログラム 特任教授	榎井 縁
近畿大学人権問題研究所 准教授	熊本 理抄
東大阪大学こども学部こども学科 准教授	潮谷 光人
門真市議会議長	佐藤 親太
門真市議会副議長	武田 朋久
門真地区人権擁護委員	西川 和彦
門真地区保護司会会長	前元 喜邦
門真市特養施設長連絡会会長	道畑 美佳
門真市人権協会会長	吉兼 和彦

（門真市事務局）5名

市民生活部長	重光 千代美
市民生活部次長	山田 益夫
市民生活部人権女性政策課長	笹井 麻里子
市民生活部人権女性政策課課長補佐	西田 俊子
市民生活部人権女性政策課職員	山田 康介

次 第

1. 会長・副会長選任
2. 会議の公開・非公開について
3. 門真市人権尊重のまちづくり審議会について
4. 本市のこれまでの取り組みと現状について
5. 門真市人権教育・人権啓発推進基本計画について
6. その他

発言者	内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより第1回門真市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。会長が決まるまでの間、司会を担当させていただきます、私、人権女性政策課課長の笹井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議事録の作成を行うために、本日の会議を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを押してからお願ひします。丸ボタンを押していただきますと小さなランプがつかますので、その状態でご発言いただきますようお願ひいたします。それでは本日の資料の確認をお願ひします。本日の資料は、まず配席図・委員名簿・次第・資料という冊子、参考という冊子で資料という冊子をご覧ください。1ページ目資料1) 審議会公開指針、5ページ目から資料2) 門真市人権尊重のまちづくり審議会会議公開要領、8ページ資料3) 門真市人権尊重のまちづくり審議会傍聴要領、9ページ目資料4) 諮問書(写)、10ページ目資料5) 門真市人権尊重のまちづくり審議会について、11ページ目から資料6) 門真市の取り組み・現状、16ページ資料7) 門真市人権教育・人権啓発推進基本計画(概要)、17ページ目からは資料8) 掲載人権課題比較表。法務省と大阪府の取り組みも表の後ろに付けております。続いて30ページ資料9) 人権尊重のまちづくり条例、32ページ資料10) 人権尊重のまちづくり審議会規則、34ページ資料11-1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、41ページ資料11-2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律、44ページ資料11-3) 部落差別解消の推進に関する法律、あと資料8) の補足として大阪府の人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」をお配りしております。つづいて参考という冊子をご覧ください。1ページ目参考1) 門真市の特徴、2ページ目 参考2) 機構図、3ページ目 参考3) 事務分掌、18ページ目参考4) 人権問題に関する市民意識調査表、38ページ目から4-2) 人権問題に関する市民意識調査集計表(抜粋)以上でございますが、資料は全て揃っておりますでしょうか。もし、落丁や不足がございましたら挙手でお知らせくださいますようお願いいたします。委嘱状につきましては、本来おひとりずつお渡しすべきところではございますが、時間の関係上、皆様のお手元に置かせていただいておりますのでご了承のほどお願ひいたします。それでは、審議会の開催にあたりまして市長からご挨拶を申し上げます。宮本市長、お願ひいたします。</p>

発言者	内 容
市 長	<p>皆さまおはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。第一回門真市人権尊重のまちづくり審議会、委員の皆様におかれましては公私何かとお忙しい中、今回審議会の委員をお受けいただきまして誠にありがとうございます。いま人権の様々な課題が大きな話題にもなっておりまして。とりわけこの審議会も10年あいたが空いたので、この10年でいろんな課題が出てきております。とりわけ子どもや高齢者の虐待事案であったり、障がい者、外国人の雇用問題、またインターネット等の誹謗中傷であったりなど、様々な形で新たな形で人権侵害が出てきまして、またそれをどのように解消していくかどのように理解を進めていくかが行政としても非常に大きな課題でもあります。今般皆様方には様々な観点からご意見をいただきながら人権尊重のまちづくりを門真市の中で進めていかなければならないと考えております。また平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されまして、LGBTの性的マイノリティの課題であったり、ここ数年人権を取り巻く環境も国の施策が変わってきていることもあります。ぜひ皆様方から忌憚のないご意見を伺いまして、門真市に住みやすいなど実感してもらえるようなまちづくりをすすめてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。お世話になります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それではここで委員の方々の所属とお名前を事務局よりご紹介させていただきます。50音順にご着席いただいておりますので、順にご紹介させていただきます。民生委員児童委員協議会から赤井雅美委員でございます。大阪大学国際共創大学院学位プログラム推進機構未来共生イノベーター博士課程プログラム特任准教授榎井 縁委員でございます。近畿大学人権問題研究所准教授熊本理抄委員でございます。門真市議会議長佐藤親太委員でございます。東大阪大学准教授子ども学部子ども学科潮谷光人委員でございます。門真市議会副議長武田朋久委員でございます。門真地区人権擁護委員から西川和彦委員でございます。門真地区保護司会会長前元喜邦委員でございます。門真市特養施設長連絡会会長はるかの郷施設長道畑美佳委員でございます。門真市人権協会会長吉兼和彦委員でございます。以上、10名の皆様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。次に市の担当でございます。市民生活部長重光でございます。市民生活部次長山田でございます。人権女性政策課 課長補佐西田でございます。人権女性政策課山田でございます。それではお手元の会議次第により、会議を進行させていただきます。案件に入ります前に、本日は委員10名のご出席をいただいております。</p>

発言者	内 容
	<p>すので、資料 32 ページ、門真市人権尊重のまちづくり審議会規則第 3 条第 3 項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。</p>
発言者	内 容
事務局	<p>会長・副会長の選任について 案件 1 「会長及び副会長の選任について」でございます。資料 32 P をご覧ください。本審議会規則第 2 条第 1 項に、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。」という規定がございまして、いかが取り計らいましょうか。</p>
委 員	<p>(「事務局一任」の声)</p>
事務局	<p>ただ今、委員から、事務局で腹案があればということでご提案がございましたが、それでは、事務局の方でご推薦を申し上げるということでしょうか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」の声)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。ご異議ありませんので、榎井委員が会長に、潮谷委員が副会長に選任されました。大変恐縮ですが、榎井会長は議長席の方へ、潮谷副会長はその隣にお移りを願いたいと思います。それでは、ここで榎井会長に、会長就任の挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんおはようございます。このような貴重な会議を持つことができ、またそこに委員として参加することができ大変光栄に思っております。昨今世界中でもだれ 1 人取り残さないという標語が盛んに叫ばれておりますが日本国内でも本当に私どもの身近な社会の中でほんとに痛ましい事件がたくさん今起こっているという現状につきましても、本当に取り残されている人はだれなのかということを私どもはきちんと認識しながら本当にだれ 1 人取り残されない人権が尊重されるまちづくりの審議会を進めていけたらと思っております。皆さん本当に現場とか各分野で大変な知見とか経験をお持ちだと思いますので、ぜひそれを生かすような審議会を推進できたらと思っております。私は全然慣れておりませんので、どうぞ皆さんのお力をいただきながらこの議長を努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

発言者	内 容
事務局	ありがとうございました。続いて潮谷副会長にご挨拶をいただきます。
副会長	<p>あらためまして潮谷です。どうぞよろしく申し上げます。副会長という大きな役割をいただきまして大変恐縮しております。私人権というところでいいますと大阪府の方で人権相談に関わっております。その中で実際に門真の人権相談であったり、人権の課の方たちに 大変いろんな形でご協力いただいて、本当に感謝の気持ちで日ごろからいっぱいです。その中で人権相談というところで関わる中で今人権の範囲というのが大変広がっているなど、いろんな困っている人たちに対する支援というところで、中心的に人権というところで支援を行っているというのが行政の中においても人権の窓口だなというふうに思っております。このまちづくりという中においても、たくさんそういった困っている人たちであったり、人権というところで対象としていかないといけない人たちが増えている状況です。そういう幅広い視点の中でこのまちづくりの審議会というものを考えていけたらなというふうに思っております。私自身も専門は社会福祉というところになりますので大変知見というところでは限られておりますので、皆さんのお力添えをいただきながら、審議会をお手伝いできたらなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは会長、副会長が決まりましたので、市長から榎井会長に諮問書を手渡しさせていただきます。諮問書の写しにつきましては、資料9ページ 資料4でございます。宮本市長、榎井会長よろしく申し上げます。</p>
市 長	<p>門真市人権尊重のまちづくり審議会会長様。今後の人権施策のあり方について貴審議会の意見を求めます。近年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」がそれぞれ施行されるなど、あらゆる差別の撤廃が個別法によって規定され、人権の尊重が平和の基盤であるということが、改めて共通認識となってきております。しかしながらいまだに、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しています。いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上での誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、障がいのある方に対する偏見や差別意識を背景として引き起こされた重大な人権侵害事案が発生するなど、差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えません。つきましては、自治体として人権行政をどのよう</p>

発言者	内 容
<p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>市 長</p> <p>事務局</p>	<p>に進めるべきか、下記の事項について貴審議会の意見を求めるものです。 1. 門真市人権教育・人権啓発推進基本計画について 2. 新たな人権課題に対応し人権行政を推進するために必要な体制について。以上です。門真市長宮本一孝。よろしくお願ひいたします。</p> <p>お受けいたします。</p> <p>ありがとうございました。なお、市長につきましては、この後、公務がございますので退席をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますがよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これ以降の議事進行につきましては、資料 32 ページ本審議会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となりますので、会長にお願いしたいと思います。榎井会長、どうぞ、よろしくお願ひします。</p>
発言者	内 容
<p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>会議の公開・非公開について</p> <p>それでは、会議次第に従い進めてまいりたいと思います。案件 2 「会議の公開・非公開について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、案件 2 「会議の公開・非公開について」説明させていただきます。本市では「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開、非公開を委員会の長が会議に諮り決定することとなっております。本会議につきましては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、過程の透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えておりますことから、原則の考え方とお開を考慮しております。会議の開始から現時点までは非公開としていますが、この場において、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局より会議の公開についてご提案がありましたが、いかがでしょうか。私といたしましては、情報公開の観点から原則公開とし、個人情報等についての審議を行う際など、必要に応じて非公開で考えますがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

発言者	内 容
会 長	ありがとうございます。それでは、ご賛同いただけたものとし、本審議会は原則公開とし、必要がある場合のみ非公開といたします。では、公開についての手続、方法等について事務局からご説明をお願いします。
事務局	では、公開要領について説明いたします。5 ページ資料 2 「門真市人権尊重のまちづくり審議会公開要領」をご覧ください。会議の公開方法についてですが、当日先着 10 名が傍聴していただきます。会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要性が生じた際には、会長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっております。8 ページ資料 3 「門真市人権尊重のまちづくり審議会傍聴要領」は傍聴の際の注意点等として配付させていただくものでございます。なお、本日の会議については、あらかじめ会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして事前にホームページ、及び市情報コーナーで傍聴者の募集を行っております。
会 長	ありがとうございます。それでは、会議を公開と決定いたしましたので、本日傍聴に来られている方がおられましたら、入室をしていただけてください。
事務局	本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、このまま会議を再開してください。
会 長	わかりました。それでは、会議を再開いたします。
発言者	内 容
会 長	門真市人権尊重のまちづくり審議会について まず、案件 3 として、門真市人権尊重のまちづくり審議会について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、案件 3 門真市人権尊重のまちづくり審議会についてご説明申し上げます。資料 10 ページ、資料 5 をご覧ください。本審議会は「門真市人権尊重のまちづくり条例」第 5 条により、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する事項について審議するために置くものでございます。審議会は委員 10 人以内をもって組織するとして、市議会議員、人権に関して識見を有する方、市民、市長が必要と認める者となっております。任期につきましては平成 31 年 2 月 13 日から 2 年間となっております。また、人権尊重のまちづくり審議会規則では、市長の諮問につ

発言者	内 容
	<p>いて当審議会でご意見を頂戴し、取りまとめて市長に答申いただくことを定めております。さらに、秘密の保持について規定しております。職を辞されたあとも同様に他に漏らしてはならないとしておりますのでよろしく願いいたします。つづいて、過去に開催された当審議会の内容について申し上げます。当審議会は平成17年2月24日及び平成19年3月2日に開催されており、諮問はいたしておりませんが、人権尊重のまちづくり条例や、後程ご紹介いたしますが、門真市人権教育・人権啓発推進基本計画、市民意識調査の結果について事務局より説明いたします。今回は、先ほど市長より諮問がありましたとおり、「今後の人権施策のあり方について」ご審議いただき、門真市人権教育・人権啓発推進基本計画、以下基本計画と申し上げます。及び人権行政を推進するにあたり必要な体制についてご意見を頂戴したいと考えております。今後のスケジュールですが、来年度は審議会を3回開催するとして予算を計上いたしております。また詳細が決まりましたらご連絡させていただきます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より本審議会について説明がありました。この件について皆様からご意見やご質問がありましたら承りたいと思いますので、自由にご発言いただければと思います。</p>
会 長	<p>私の方から1点だけ質問よろしいですか。今までその審議会は全く諮問ということではなかったということですが、今回この諮問ということになったという経緯について、簡単にお聞かせ願えないでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど、諮問書の中にもございましたとおり、人権に関連する三法というのができまして、それに対して、市としてどのように取り組んでいくべきなのか。それに取り組むに当たりまして、今、既存の計画がございますが今そちらの方がそれに対応していない状況になっている、またインターネットでの人権侵害事案とかいうことも増えているにもかかわらず内容的には10年前のままになっているということもありますので、審議会に諮りまして、どのように市として取り組んでいくべきなのか、ということの意見を頂戴できればということで、今回諮問ということになりました。</p>
会 長	<p>わかりました。三法のことに関して非常に私も重要だと思っていますので、そういう視点から審議が進められたらと思っています。その他ございますでしょうか。</p>

発言者	内 容
委員	<p>人権三法が何なのか、ちょっと私なんかは理解できていません。それから最近いろんな形で子どもの虐待の問題とか先ほどおっしゃったようなことがあるんですけど。まず人権施策について議論していくと、将来の市の方針を決めていくとかであれば、事前にいろんな資料をいただきまして、ある程度そういうことに対する、せめて法律の概要とかそれからここへ出てくるそれぞれの名詞なんかの概念とか、そんなことを先に一回あるいは何回か時間割いて、資料を読む時間をいただいて。ある程度見識というか共通の土俵がなければ皆さんがおっしゃっていることが何にも理解できていない者がそれぞれのジャンルで言ってもなかなか議論がかみ合わないと思います。あまり時間が3回ぐらいしかないみたいなので次の会議までの間にできるだけそのようなものを資料としていただいて、時間があれば一度目を通すとだいたい理解できるので、そのうえで議論していかないと、中々話がかみ合わないと思います。私も今日寄せていただくにあたりまして、一応いただいた資料についてはさっと目を通したんですが、まだ十分理解できていない。私の気持ちとしてはまず事前に資料をいただいて目を通す方がかえって時間、無駄なようですけど、あとの議論がしやすいのでは。このような意見を持っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局のほうはいかがでしょう。</p>
事務局	<p>まず、人権関連三法についてでございますが、説明をせずに三法というふうに申し上げてしまいました。まず平成28年に施行されました障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、こちらが1つ。ヘイトスピーチ解消法ということで本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律、こちらが2つ目でございます。3つ目が部落差別解消推進法ということで部落差別解消の推進に関する法律、こちらの三法を人権関連三法ということで説明させていただきました。内容については本当におっしゃるとおりでございます。初めてその内容に触れるという方が本当に多い。ご自身の専門の内容についても本当にスペシャリストの方々ですけれども、その他について皆さん一緒に人権問題についてご意見を頂戴していくという中で、ご要望いただきましたら資料の方準備させていただきたいと思っております。できる限り資料を集めてご説明させていただき、資料の方をお渡しさせていただきということを考えております。本日もこの後また本市の取り組みですとか計画についても説明をさせていただくんですが、まだまだ全然足りないと思っておりますので、その都度ご要望とかこういった資料がほしいということをご提案いただきましたら準備させていただきます。</p>

発言者	内 容
会 長	<p>だきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>有難うございます。人権関連三法につきましては資料の 34 ページから 45 ページまでの間にその三法が一応載っているというふうなご説明でよろしいでしょうか。</p>
事務局	はい。
会 長	<p>そしてまた私どもの専門等が違いますので、なるべく議論が深められるように事前に必要な資料等があればいただけるというふうに事務局から回答をいただきましたので、そういう大事なことは共有した上で議論が進められたらいいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
事務局	ありがとうございます。
発言者	内 容
会 長	<p>本市のこれまでの取り組みと現状について</p> <p>その他、何かございますでしょうか。もし何か気づいたことがございましたら議事の途中でも結構でございます。ご自由にご発言いただければと思います。それでは次の案件で、まずは私も含めて門真市の状況がまだ十分わかっていないということがございますので、まずこの門真市のこれまでの取り組み及び現状についてご説明いただければと思います。</p>
事務局	<p>それでは本市のこれまでの取り組みと現状についてということで、資料の冊子の 11 ページでございます。資料 6 をご覧いただけますでしょうか。まず、本市の人権に関する関係機関ということでございまして、市の担当課や人権協会についてのご説明をさせていただきます。まず市の担当課といたしまして、番号①同和問題や人権課題について取り組む総務部同和対策室というのが昭和 46 年、1971 年に設置されております。そして、④人権啓発室というのが昭和 61 年にできてございまして、こちらは現在、学校教育課指導・人権教育グループとなっておりますけれども、こちらが人権の担当課ということで、まず設置されております。続いて⑤女性支援に取り組む女性文化室というのが平成元年に設置されております。さまざまな課名を経まして同和対策室と人事女性文化室が人権女性政策課となっております。⑥女性サポートステーションこちらは人権女性政策課の中でも男女共同参画と女性の活躍支援を所管する施設といたしまして、新たに開設したものでございます。本日はお見</p>

発言者	内 容
	<p>えの吉兼委員が会長を務められております、門真市人権協会は②でございます。門真市人権啓発推進協会として昭和 55 年に発足いたしております。この他、企業の立場で人権問題を考える、門真市企業人権推進連絡会というのがございますが、こちらは③昭和 56 年に事業所同和問題推進連絡会として発足しております。続きまして、(2)人権に関する条例・方針・計画・提言・宣言などということでまとめております。資料として残っているものが大変少なく、内容が確認できるものが人権全般に関わるもので、⑥平成 5 年の人権擁護都市宣言、12 ページに参りまして、⑭門真市人権教育人権啓発推進基本計画⑮門真市人権尊重のまちづくり条例⑯門真市人権尊重のまちづくり審議会規則こちらのみとなっております。男女共同参画に関しましては、⑩平成 14 年にできております、かどま男女共同参画プランと、その改訂版でございます⑰平成 23 年の第 2 次かどま男女共同参画プランがあり、今はこれらをもとに取り組みを推進しているところでございます。推進体制につきましては、(3)にまとめさせていただいております。12 ページをご覧ください。男女共同参画関係を除きまして、こちらにも既に資料がないものが増えております。取り組みの詳細がわからないという状態になっております。このような中で新たに本日本人権尊重のまちづくり審議会を開催することになりました。また、罪を犯した人の更生に対する市民や地域社会の理解促進、罪を犯した人の円滑な社会復帰に関する取り組みを検討するための庁内会議である再犯防止推進検討部会というのは⑨でございますが、今年の 2 月に開催する予定をいたしております。続きまして 13 ページでございます。(4)取り組みでございます。啓発・相談を除く取り組みといたしまして、②平成 18 年、2006 年に実施した市民意識調査、③その報告書がございます。④門真市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度ということでこちらにも実施いたしております。このほか、市民幸福度実感に関する意識調査など他課が実施いたしております各種市民意識調査の中におきましても、人権の視点に立って質問項目が設けられており、市民の人権意識に関する調査を行っております。続きまして、(5)相談体制についてご説明申し上げます。上から人権協会に委託しております人権相談。2 つ目、人権擁護委員が実施されている人権相談。あと、女性サポートステーションで実施しております、女性のための相談、就労相談がございます。各相談の相談件数や相談内容につきましては、隣の四角囲みの中に記載しておりますので、また、ご覧いただきますようお願いいたします。続きまして、(6)啓発についてでございます。コンサートを通じて人権尊重の理解を深めることを目的として人権協会が主催されておりました、12 月の人権週間にひと・愛・コンサートを実施しております。</p>

発言者	内 容
	<p>平成8年、1996年から毎年開催いたしております。本市及び本市の教育委員会は、このコンサートの後援をいたしております。その隣の人権特集号でございます。人権特集号につきましては、12月広報に織り込みまして、全戸配布しているさまざまな人権課題について特集したタブロイド判の記事でございます。30年度版に掲載した記事は、外国人の人権、刑を終えて出所した人の人権、DV、登録型本人通知制度について掲載しております。続きまして、次のページ14ページ目にまいります。人権に関する講座といたしまして、人権講座「ともに生きる」を実施しております。こちらは人権尊重のまちづくりを推進し、自主的主体的な市民組織の育成や人権啓発を行うために、様々な人権に関するテーマを取り上げ、年5回開催いたしております。平成30年度につきましては、子どもの人権、個人情報保護とSNSの利用について、あと、平和祈念映画ということで「この世界の片隅に」とヒロシマ被爆ピアノ展を開催いたしました。11月につきましては、ワークライフバランスに関する講座を、3月につきましては、男女共同参画という視点から映画「ズートピア」を上映する予定をいたしております。続きまして、男女共同参画週間講演会ですが、6月の男女共同参画週間に啓発活動の一環として、イベントを開催いたしております。平成30年度はわかぎふふさんを講師にお招きして、「あなたの中の男と女」ということで講演いただきました。このほか、女性サポートステーションにおきましては、毎月1回キャリアアップやワークライフバランス、ジェンダー問題などのセミナーを開催させていただいております。その下、DVに関する庁内職員研修。こちらは市職員がDV被害者や子どもたちが発信されている小さなSOSを見逃すことなく汲み取り、必要な支援へつなげられるようにするための学習と理解の機会を持つということで、昨年度から開催させていただいております。次に、(7)近年の人権課題に関して、本市内で発生した事象について、主なものをお示ししております。1つ目でございますが、こちらは平成26年、2014年に、ある団体で活動する個人から門真市民文化会館を講演会で利用したいという旨の申請がございまして、一旦許可したものの、申請者が活動している団体のホームページに掲載されました講演会の協賛団体の中に人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性をとらまえて差別と考えられるような団体名を持つ団体が含まれていたことがわかり、申請者の方に意見聴取を行って、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるときに該当するということと、会館の運営上支障があるときに認められるとの理由から許可を取り消したという事例がございました。その下②でございます。平成28年、2016年に市内の某所で特定の地域の人です</p>

発言者	内 容
	<p>とか、外国の方に対する差別落書きが発生いたしまして、広報やホームページにおきまして、人の心を傷つける差別落書きはやめましょうと啓発を行うなどの対応をした事例について上げさせていただいております。このほか、他課の近年の取り組みの中で人権課題に関するようなものを(8)で上げさせていただいております。まず1つ目といたしまして、門真市高齢者虐待防止ネットワーク会議。高齢者の虐待防止ですとか、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を実施するための関係機関会議になっております。2つ目が門真市子どもの未来応援ネットワーク事業といたしまして、貧困による支援が必要な子どもや保護者に寄り添って、地域力も活用しながら支援する事業について上げさせていただいております。3つ目が障がい者差別解消専門部会ということで、こちらはこの4月に設置を予定しております。門真市障がい者地域協議会の専門部会として、当事者を加えて障がい者に関する理解促進、理解啓発について取り組みを行うということと、障害者の差別の解消に関する課題解決への取り組みを検討する部会となっております。また、その下でございます。門真市自殺対策基本計画ということで、こちら来年度に策定を予定いたしております。市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進する計画となっております。その下、最後でございます。いじめ防止基本方針ということで、市、市教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関の役割を明確にするということと、それらが連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、こちら31年度に策定を予定いたしております。(9)でございます。各種人権課題に深く関わる福祉に関する計画等について列挙いたしております。本市のまちづくりの指針や目標を書いた最上位計画である第5次総合計画のもと、各種関連計画が整合性を図りながら政策を推進しております。以上本市の取り組みと現状についてご説明いたしました。</p>
会 長	<p>有難うございます。事務局より門真市のこれまでの取り組みと現状についてのご説明がありました。ここでまた皆様のご意見や、あるいはご質問がございましたら自由に賜りたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。</p>
委 員	<p>質問が何点かあります。まず先ほどから出ております人権の三法に関してですが、ひとつ障害者差別解消法に関しては専門部会が設置をされるという予定になっていることが15ページにあります。非常に重要なこと</p>

発言者	内 容
	<p>としては、当事者参加がここでは重視をされていますので、他の2つの法律に関してはとりわけ当事者を加えた何かそうした意見を聞いたり、あるいは当事者がきちんと意見を言えるような場が今後検討されているのかどうかということを伺いたいと思います。とりわけ14ページ目にありますように実際に差別事象が起きているわけですので、当事者を加えた外国人の議論のところを伺いたいと思います。それと関連をしまして人権に関する機関のところでは法律のことでいきますと、外国人の人権はどこの部局が取り扱われて議論をされているのかという、対応されているのかということ、重ねて、これまで福祉という分野で障がい者については議論をされてきたので、人権に関する機関に入っていないと思うんですけども、差別解消ということではどこの部がご対応されて、この議論が進められているのかということ伺いたいと思います。あとこれはお願いですが、こちらの審議会、それから条例と諮問に関しては人権に関する施策を議論することになっていますので、門真市さんの場合は人権教育啓発の計画はあるんですが、人権に関する計画となると上位の計画である恐らく総合計画を踏まえるということになるかと思しますので、第5次総合計画の人権に関する部分を次回あたりで資料などとしていただけるとちょっとその辺は踏まえておく必要があるのかなと思いますのでお願いします。以上で質問とお願いします。</p>
事務局	<p>それではまず1点目からでございます。三法について障害者差別解消法につきましては、当事者参加の部会があるということですが、残り二法については今のところ外国人の当事者のご意見を伺うですか部落出身の方の当事者のご意見を伺うそういった部会はございません。今後につきましてというのはまたいろいろご意見をいただきながら推進体制という中でもご意見を頂戴して、検討させていただければと考えているところでございます。2つ目の点で障がい者差別についてどこの部、どこの課が担当しているかということでございます。障がい福祉課という課がございますので、そちらのほうで障がい者施策については対応しておりますが、障害者差別解消法の相談機関といたしましては人事課と障がい福祉課と人権女性政策課、教育委員会につきましては教育総務課、上下水道につきましては経営総務課というところが、市長部局と教育委員会、上下水道局ということで担当となって相談を承る体制を整えております。あと外国人の人権の所管についてということでございますが、こちらは人権女性政策課が所管させていただいております。3点目の資料につきまして、第5次総合計画の人権課題についての部分につきまして、また次回ご準備させていただいて、皆様にお配りさせていただきたいと</p>

発言者	内 容
	<p>思います。以上です。</p>
会 長	<p>すみません、今のご質問に加えてなんですが、そうしますと外国人の相談窓口というのはないということですか。</p>
事務局	<p>外国人の方が差別を受けたとかいう相談でしたら人権女性政策課のほうで承っております。その他もろもろ生活相談ということで言語が日本語以外でないと、という方に対しましては、大阪府の…</p>
会 長	<p>インフォメーションサービスですか。</p>
事務局	<p>はい。また以前、外国人のための一日相談会が、過去にはそういった相談を受ける機会がありまして、そちらを活用させていただいて1回実施させていただいたことはあったんですが、現在は大阪府の制度を活用するなどして、もしくは日本語で対応できるということでしたら本市の人権相談のほうで話をお伺いして対応させていただく、ご相談を承るということはさせていただいております。</p>
会 長	<p>有難うございました。その他いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>すいませぬもう一点。今の相談のところで13ページにDV・女性相談に関する件数等が上がっておりまして、その上のところに意識調査に関しては実施されていることがありますので実態調査ですね。つまり私たちが何を議論していくかということになりますと門真市さんの実態がわからないことには議論がなかなか、施策を議論することが難しい面がありますので、何かしら人権に関する実態調査、それは相談も含めて、あるいは具体的な人口も含めて、実際教育や就労のどのような課題があるのかといった実態調査についてこれまでに実施されているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>人権に関する実態調査というのは実施しておりません。意識調査ということになってくるとは思うのですが、男女共同参画に関する意識調査は計画策定の前に実施するということですので、また近々実施するということはございます。DVに関する内容につきましても男女共同参画に関する市民意識調査の中で実際に受けたことがある方とか、身近で見たことがあるとかそういったことが質問項目にございますので、そういった内容で把握しているという状況ではございます。</p>

発言者	内 容
委 員	相談窓口が対応された外国人の相談であるとか障がい者の相談ってというのはお調べいただいたらどんな相談が多いかっていうのはでますよね。
事務局	人権相談の中でこういった相談項目が多いのかということは、今、調べましたら外国人の方というのは、あまりご相談に来られていないということで、平成24年から30年ぐらいまでで、5件くらいという、24年度に延べ件数156件相談がありまして、そのうち、外国の方の相談が1件、平成25年度が延べ相談件数114件中、外国人の問題について外国の方の相談が4件ということで、それ以降は人権相談のほうでは承っていないということになっております。実相談件数ということですのでその方が繰り返し行われていたらもうちょっと回数はあると思うのですが実相談件数で5人の方のご相談があったということです。
会 長	ありがとうございます。
副会長	今の件についてよろしいでしょうか。人権相談の実態については次回でも出していただくということで、多分毎年度大阪府の人権ネットワークの中で門真市のほうからも出していただいていますので、そのデータというのは割と分析がすぐできるかなというふうに思います。またよろしくをお願いします。
事務局	またご準備してお渡しさせていただきたいと思います。
会 長	いかがでしょうか。具体的な実態がわかるようなものを出していただきたいというのは、私ども委員の希望するところであると思います。ただそのときに人権相談というところがかなり狭い門ではないかと、私自身がちょっと外国人に長く関わってきましたので、人権相談窓口に行きましようと思わないような。人権侵害を受けていながらというようなケースは、それこそ生活相談の中に出てこないだろうかというちょっと懸念が今のを聞いていてありました。1年間に1件というのは門真市の外国人が住んでいる状況から見ると、そんなことはないのではないかというような、ちょっと懸念もありましたので、少し窓口を広めにとっていただいて、人権に関わる相談等でとっていただけると大変ありがたいと思います。その他ありませんか。
委 員	今日、ご専門の先生が来て、資料見ていただいて、目配りとかご指摘のところはごもっともだと思います。我々議会として行政のチェックをし

発言者	内 容
	<p>てきている経緯の中で自分自身に対する反省を含めて申し上げると、今日の会議自体がもう10年ぶり、それを言い訳にしろという話ではないんですけども、担当課のところでのスキルだとか運営についての蓄積もまだできてない部分もありますし、今、会長がご指摘いただいたように僕自身がお話を聞いていると、例えば中国にルーツを持つようなお子さんが学校にたくさんいるような状況を含めて考えると、当然教育委員会、学校教育課なり学校総務のほうも当然、今後こういう会議の中で参画して来ていただいてご意見を賜りながら、先ほど議長申し上げたように皆さんの知見のボトムアップとかレベレーションかけていって最終的な諮問に答えていくというのが全体的な運用だと思うんですけども、ちょっと今日、まだ1回目のことですので、会長、副会長のご指導を賜りながら事務局が今後整理していくということをちゃんとしていただければと思います。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。1回目で私も慣れないので事務局にもご迷惑をかけると思いますが、是非、忌憚のない意見をまず出してからスタートというふうに考えておりますので、委員の皆様方お気づきのことがありましたら自由にご発言をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>先ほど人権相談の件数で5件というふうに申し上げましたが、DV相談ですとか、ほかの相談で来られた外国人の方という方もいらっしゃいまして、その方について国籍をちょっと把握していなかったり、数として表に出していないというのがございますので、実際お見えの外国籍の方、外国にルーツを持つ方はもう少し多いかもしれないことを申し添えておきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
委 員	<p>東南アジア系の方の相談とか、教育委員会から十分対応はやっていると思います。とにかく私の現役のときに相談を受けていたんですけども、門真市の場合は5件や何件やと違いますよ。あまり上手にしゃべれないんですけども、これご家庭の中が不和で揉めているという中に入っていきますと、結局、その子供に、何で家の中で揉めているのか尋ねるとね、お父さんと桜の花が美しいという揉めている、そんな返事が返ってくるのが現状です。何で揉めているんやと聞いても、子どもは親の肩をもちます。というようなことをひしひしと感じましたね。私の経験では。</p>

発言者	内 容
会 長	<p>ありがとうございました。今、教育行政の方にもちょっとこちらに来ていろいろな現状という形で実態を伝えていただけるような、何件あったとかというよりも日常的に聞こえてくる子どもの声であるとか、教員がこう言っているとか、保護者からこんなことがあったみたいなことで実態に迫っていくことができたらなというふうに思います。ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。また、ではもともと門真市の現状にはいつでもかえっていくようになっていると思いますので進めたいと思います。</p>
委 員	<p>門真市の中の組織ですけども、門真市在日外国人教育推進協議会とかいろいろなポジションポジションで担当されている係がおられるんですね、そこらをぐっていくとよくわかると思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。教育行政というだけでなく広く子どもにかかわっているような先生の団体も含めてということをお願いしたいと思います。</p>
発言者	内 容
会 長	<p>門真市人権教育・人権啓発基本計画について それでは続きまして門真市人権教育人権啓発推進基本計画についてのご説明をお願いします</p>
事務局	<p>続きまして、門真市人権教育人権啓発推進基本計画ということで、資料という冊子の16ページに資料27に概要を作らせていただいております。ご覧いただけますでしょうか。詳細につきましては、事前にお配りさせていただいておりました冊子型の人権教育人権啓発推進基本計画というのがございますが、こちらの概要でご説明させていただきます。まず、本市では、1999年4月に門真市人権教育推進のための行動計画というものを策定しております、これに基づく取り組みを進めておりました。ところが人権状況が大きく変化したことを受けまして、現状に合わせた見直しが必要といたしまして、本基本計画が策定されております。具体的に内容を見てまいりますと、幾つかの章に分かれているんですが、まず、1つ目、なぜこの基本計画を策定するのかということと、2つ目の人権行政を発展させるためにという項目のところで、まずこれまでの我が国の人権施策について説明したのち、人権教育や人権啓発は、行政が上から人権の大切さを市民に啓蒙するということではなく、差別や人権侵害を受けた特定の人だけの問題でもなく、市民一人ひとりが自分と他</p>

発言者	内 容
	<p>の人たちが幸せに生きていくことができるように、必要な市民的諸権利について自覚し、権利が侵害されないような社会を作っていくために行われるものだと記載しております。また、行政のすべての営みが、人権教育人権啓発を推進する活動そのものであるという観点でとらえ直さなければならないというふうに記載しております。続きまして、3地域社会の発展のためという項目では、公民協働について説明をしたのち、地域社会の中で、市民一人ひとりが各々の人権にかかわるさまざまな課題を共有し、それを解決していくための交流や活動の場が創造されていく必要があるというふうに記載しております。4項目、門真市における人権教育・人権啓発をめぐる具体的な課題という箇所では、人権教育・人権啓発を進めていく際にさまざまな人権問題を克服していくための取り組みが必要であるとして、具体的に人権課題を列挙しております。まず、部落差別、障がいのある人への差別、性差による差別、民族差別、在日外国人への差別など諸差別の克服や、高齢者の人権、子どもの人権をめぐる問題、そして市民生活に関わるその他の人権問題に関する法や行政の施策について説明しております。そして、課題と望まれる姿という結論を書いております。課題を克服するための取り組みにつきましては、各部署横断した推進体制の確立ですとか、各部署の業務がどのように人権課題と結びついているのか、市民と行政の間に共同できる関係をどのように作り上げていくのかを考える必要があるというふうに記載しております。このような内容の基本計画でございますが、先ほども申し上げましたとおり平成16年、2004年に策定されたものであるため、近年施行されました障害者差別解消法ですとか、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの記載は当然載っておりません。また、時代の変化により新たに生じた人権課題について、インターネットを用いた、SNSを用いた人権侵害ですとか、そういったことの記載がないことに加えまして、文章が中心の計画でございますが、視覚的効果のある表等を用いていない等々の問題もあるかと思っておりますので、改定することが望ましいかと考えております。審議会では改定に向けて、委員の皆様から様々な意見を頂戴できればと考えておりますが、先ほどもございましたけれども、本市の現状がどうなっているのかですとか、どのような施策に取り組んでいるのか、どの課がどのような業務を行っているのか、事務を行っているのか、ご存知ではないと思っておりますので、本日、事務局で説明できる内容についてはお答えさせていただきますが、資料を新たにご用意した方がわかりやすいというものもございます。また、次回の審議会までにご準備させていただきますので、この機会にまたご要望をいただければと思います。なお、参考と書いております冊子の方に、1から3</p>

発言者	内 容
	<p>といたしまして、一部ですけれども本市の特徴ということで、人口ですとか、世帯数、市の予算規模などを書かせていただいた本市の特徴と、2ページ目に機構図、それから続く事務分掌といった本市の情報を用意させていただいております。その後ろには、平成18年に実施いたしました、人権問題に関する市民意識調査票とその集計表を載せさせていただいております。また、ご覧いただければと思います。そして、資料という冊子にまたお戻りいただきたいんですけれども、資料という冊子の17ページでございます。こちらには、法務省が挙げております啓発活動協調事項というのがございまして、そちらに掲載されている人権課題を縦に記載しております。その横が大阪府も指針、人権指針というものをもってございまして、そちらで挙げられている項目について列挙しております。その隣に「ゆまにてなにわ」というのが本日配付いたしております冊子でございますが、そちらに挙げられている人権課題。そして右端が本市の計画で上げている人権課題。こちらは掲載内容を比較できるように一覧にしておりますので、また御参考にご覧いただければと思います。以上でございます。</p>
会 長	<p>有難うございました。私どもの審議会でこういう見直しを図っていかなくてはならないものとして門真市の人権教育人権啓発推進基本計画に関するご説明がございました。事務局のご説明の中でも新たに加えた方がいいというようなことも含めてあるんですが、この計画に盛り込まれている人権課題のことであるとか、あるいは計画の構成の比較表も見せていただきましたけれども、といったことでもなんでも結構ですので、今日のご意見をこれから見直していくに当たって何かこういったものが必要ではないかとか、そういうご意見、あるいは現時点でこの部分についてというようなことのご質問等ございましたら自由に出しあっていきたいと思っております。各委員の皆様方、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>すいません、ちょっと議会の人間として確認したいのが、今回諮問対象として基本計画と、あと必要な体制についてということになっていますが、最終、条例改正を視野に入れての話で、動いてるという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そちらにつきましても審議会の方でご意見をいただければというふうには考えてございまして、事務局的には特に計画の改定を、ということは今考えております。</p>

発言者	内 容
委 員	諮問結果で条例改正すべしという結論だったら条例改正するという解釈ですか。
事務局	そういうことになります。
委 員	<p>僕自身法務省のを見て思い出しました。北海道のアイヌ民族の調査を大学院時代に実際したことがあります。こういう計画だとかなんとかとか作ること自体を否定するものじゃない、大事だと思うんですが、門真の状況を述べると子どもの貧困の問題もかなり大きいというところで、いろんなご指摘の中で当事者の参画みたいな話があって、僕が思っているのが当事者の内的視差からの再構築の意見があって初めてこういったものが成り立つんじゃないかな。これはお願いになりますけれども形式が整いましたというものを目指すのか、それともどういう目線の高さでこういうものを策定していくのかというところを意識しながら、なかなか進めるのが難しくなるかもしれませんけれども、会長、副会長のお考え、ご専門の委員の方々のご知見賜りながらしっかり進めていただきたいというのがお願いであります。以上です。</p>
会 長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。先ほどからの話でもやはり当事者の視点を入れなければという意見が大分あったと思いますし、その他、委員の皆様方、多分現場のこともよくご存知な方もいらっしゃると思いますので、忌憚ないご意見をいただければ事務局のほうもその方がかなり助かるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>先ほどのことについて素人なんですけれども、現実はこのまちづくり審議会において、啓発をしていくのか、あるいは具体的に、解決策、最終的に解決をどこまで責任をもってやっていこうということか、今のところ具体的にわかっていないんです。例えば、私保護司会なんですけれども、保護司会の場合は、対象者いわゆる現実に罪を犯してしまった人を担当するという形と、もう1つは啓発活動、これは民生さんも同じですね。担当を持って、それとは別に啓発活動と両方やっています。この審議会ではこの両方を個別の案件をすべてやっていくのか、それとも啓発活動を中心にやっていくのかということ、ここにいろんな同和問題や障がい者の人権等7つほどありますが、多分この部署はばらばらですね。それを1つにまとめてやっていくのか、ばらばらのままでやっていくのかということも含めて、最終、どういう形に持っていったらいいのかその辺のところを。</p>

発言者	内 容
事務局	1つの課ですべての人権課題について取り組むというのはなかなか難しいと思いますので、連携して、すべての課が人権意識を持った人権の視点をもって取り組んでいくということを目指していくことにはなると思います。現状として実際すべての課が協力して人権の視点を持って取り組みを進めているという状況ですので、そういった形になってい行くと思います。
委 員	最終的にはどこまで。例えば、この前、児相が問題になりましたよね。その児相のところまで人権でやるのか。というのは、社会資源の活用、例えば警察に任せるとか、弁護士に任せるとか、あるいは児相に任せるといような方向性までなのか、その先までいくのか。
事務局	個別の案件につきましては、専門の部署の方が特別な知識もありますし、スキルもあるということですので、そこまで深く行くということはないと思うんですけども、体制といたしましてそういった方々が全員、各課とか各機関が参加する、人権課題についても話合いですとか意見を出し合うような推進体制というのがあるということを考えていく、どういった部課が入りどういった部署が入り機関が入り推進するための体制をとっていくのかということをもたまた考えていかなければいけないということと、その件につきましても、諮問の中で推進体制についてということで今回諮問させていただいておりますので、どういった進め方をするのか取り組みをしていくのかということもまたご意見ですとかご要望とかもいただければなというふうには考えております。
委 員	ということは各課の事例を皆で共有するということが大事ということですか。
事務局	そうですね、個人情報とかは、なかなか共有できるものできないものがあると思うんですけど、事例について人権的な視点で考えていく、各課だけでとどめておくわけではなくて、全庁的に共有した方がいいとか、そういった内容につきましては推進体制としてどのようなものができるのかというのはまたあるんですけども、考えていかなければいけないと思います。そういった中で協力できるところは協力していく、共有できるところは共有していくことが必要かなというふうには考えております。

発言者	内 容
会 長	有難うございました。そうすると啓発でとどまることなくという大変重い任務をいただいたように思いますけれども、ほかの委員さんいかがでしょうか。
委 員	私もどのようなスタンスで今後審議会に自分がいればいいのかがまだよくわかっていないんですが、人権教育啓発推進計画を話し合うものなのか人権行政を議論するものなのかというのが私もよくわかっていません。さきほど会長もおっしゃったように、困ってる人は人権侵害されましたとはこないで、家がありません、仕事がありませんというふうに来るわけですから、人権は生活課題そのものなので、そうすると本当に人権ということで、この審議会でするということではいけばすべての施策、すべての部局がかかわってくることとなりますから行政機構そのものの議論になりますし、推進体制というのがどの辺まで突っ込んで議論をしていくと私は覚悟をここで持っているのか、ちょっと私もまだよくわかっておりません。つまり人権行政の1つとして人権教育・啓発があるという位置づけだと思っていますが、その辺が1つと、ぜひ当事者の人たちからの意見あるいは関連部局の人たちへのヒアリングなどができればと思うんですが、それが年3回でどの辺までヒアリングやご本人たちの意見をお伺いできることが可能なかっていうことも含めて教えてください。
事務局	すいません、まず諮問の中にもありましたように、まずは基本計画について、今の内容についてご検討いただくということと、まず動いていただくということで、まずお願いしたいというのが1点と、人権行政というふうに確かに広げてしまいますとなかなかどこまで深めていくのかという問題もありますので、その計画を通して各人権課題について意見を頂戴し、市の関係課についてどのようなことをしているのかという聞き取りをするですとか、当事者の方のお話を聞くというもの審議会ですることだけじゃなくて別の作業部会じゃないですけど、事務局の方でお話を事前にご要望とか聞いておきましたら、その件について当事者の方から意見を伺う機会に当事者団体の方の会議とかもありますので、そちらの方に出席させていただきましてお話をうかがうとかですとか、支援者の方にお話を伺うですとか、そういったことをさせていただこうかと。3回ということですので、全部をその機会に盛り込んでというのはなかなか本当に難しいと思いますので、そういった対応をさせていただこうと考えております。計画の中身を検討していく際にこういった推進体制というものも今の現行計画の中にもその推進体制というのを載せておりま

発言者	内 容
会 長	<p>す。その件についてまた改訂をしていくとご意見をいただきましたら、どういった部署が入るのがいいのか、どういった関係機関に意見を伺うのがいいのか等々もまたご意見をいただいたり、ご要望をいただきましたら、その方向で一応検討させていただくというのを考えておりますので、計画をご覧いただき、ご検討いただくということでまずお願いしたいと考えております。</p> <p>有難うございました。単に形式だけということではないというような今、意見表明だったように思われるんですが、私どものこの検討会、本当に年に3回と考えましたら、ほんとに議論できるものという非常に少なくその間にやっていただいたりとか準備していただいたりとか共有しないといけないということが本当に多いと思います。誰もが形式のために来てはいないと本当に思っておりますし、事務局のほうからもそうではないとお返事をいただきましたので、皆さん、次、もう少し議論深めていくに当たって今どのような当事者からヒアリングを含めてどのような材料があったらもっとこの議論を深めて、しかも今ある計画をどう変えていくのかってということにつなげていくことができるのではないかとこのように思われますので、今日のところはほんとにざっくりばらばらに今の時点でもかなり意見が出てきておりますし、そのことが全くばらばらという、印象を受けていませんので、もう少し皆さんに意見を重ねて聞いていきたいというふうに思っております。もしご発言なさってない方でしていただければ、ぜひご意見ご質問等いただきたいと思っております。</p>
委 員	<p>今、現在の高齢の方を受け入れている法人ですので、そういった方を受け入れる施設ではありまして。門真市は高齢福祉課の方であったりとか、うちの法人も包括支援センターとかも抱えておりまして、その中からDVであったりとか家族間のトラブルがあるので避難所として提供してほしいということが年に何回かあります。こちら受け入れをさせていただくことが多い中で、緊急なものもたくさんございますので、夜中に受け入れであったりとか、本当に早朝早い時期にということも多々ある中で、数日受け入れるだけでそれが解決に至るのかどうか、いつもさせていただいている中で疑問なところも多々ございますし、高齢者の方だけではなくて取り巻く家族様もやはり自分も暴力を振るいたくないんだけども気持ちがコントロールできないであったりとか、高齢者の方もそうですけれども、そのご家族様、お子さんであったりお孫さんも、いつてみたらどちらも被害者なのかなんていうふうにも感じます。人権といっても本当に難しいもので、数日お預かりするとやはり家族のもと</p>

発言者	内 容
会 長	<p>に帰りたいとか、父や母に会いたいとか、そういうふうになってまた家族さんのもとに戻ることが多いんですけれども、数日立てばまた元のように戻ってしまって、また家族間でトラブルで、1週間後にまた受け入れていることもあります。何が解決なのか永遠の課題ではあるんですけれども、何を重きに置いてそこをお助けさせていただくことが正解なのか、いつもわからない点で果たして受け入れたことでその方々を救えているのかどうか不明であったりというのもあるんですけれども、そういうのが今の施設としては現状ではあります。部屋も限られていますので、他の法人で今ベットがないのでちょっと違うところで受け入れてももらえないとか、各法人では連携もとりながら施設長会議の議題でもよく上がるんですけど、この計画を持ってそこをどのように活かしていくのか、家族さんの声も今日聞くのと次の日聞くのとまた話が違ったりすることが多々ありますので、潜在的にどこまで本音というか、本人さんが気づかれていないような潜在的なお話も聞けるようになろうと思えばその方々に時間を要することも多くなってきますので、数時間お話しさせていただいた中ではなかなかその背景といいますか、その前後もなかなか見えないところもございます。この計画は本当に今後やはりこの時代に本当に大切になってくるのかなと思いますし、なかなか地域の協力というのも昔に比べてやはり少なくなってきているのが現状だと思いますので、計画の重要性だったりとか、私もなかなかこういったことに勉強もあんまり、他の外国人の人権とかに関してもなかなか知識とかもございませんので、会長さんや副会長さんを初め、いろいろご指導いただきながら一緒に考える場を設けさせていただけたらなと思っております。</p> <p>ありがとうございました。高齢者の虐待の問題を聞きながら子どもの虐待の問題ともすごく重なっていて、やはりそれを個人の問題にしないということがその人権という視点で解決するには大変大切で、これを社会的に私たち地域とか市とか行政とか、私たちが引き受けていく問題としてこれを定義していかないといけませんし、多分、この15年前と今の現状は本当に変わってきていると思いますので、そういう現状認識みたいなところでもきちんと入れて、そして計画をできたらこの2020年度に作るっていうときに、その現状認識のところいろんなものを入れてくっていうのは可能ではないかなというふうに今お話を聞いて思いました。その他委員さん。よろしくお願ひします。</p>

発言者	内 容
委員	<p>意見というよりもですね、私は人権擁護委員のほうから出席させていただいて感想という形に代えさせていただきます。やはり人権と一口に言いましても間口が広いし、非常に突き詰めていけば奥深いものであるということで、まず私が擁護委員として参加させていただいて何年かありますけども、感じたことは意識としてまだなかなか芽生えていないといいますか。例えば法律相談とか、いろんな行政相談とかでありますと、具体的に何を相談していくかということが個々に具体的にわかるんですけども、人権相談といたしましても、まず人権の本当の尊厳といたしますか、人として幸せに生きるという基本的なことからやはり人々の意識というものを変えていくということがやっぱりまだまだ足りないっていうんですか。特に啓発ということ、人権擁護委員としましては啓発、あるいは相談、今でしたら被害の救済とかに、そういうことにまで間口が広がっていったるんですけども、まだまだそれが浸透していったいないというような現状だなど。この擁護委員をさせていただいてそう感じるんですけども、特に子どもたちの昨今のそういういろいろな問題とか、痛ましい事件も数多くありますし、そして冒頭事務局のほうからも言われましたけれども、今後インターネットを通じていろいろな相談とか、そういう時代の流れに応じたようないろいろな形態に変わっていくだろうということも含めてね。やはりそういう方向性というかそういうものを考えていく必要があるなというふうに私自身は思っております。皆さん方のそういう貴重な意見を参考にさせていただきながら私自身もそういうふうに考えていきたいと思ひまして、そういう1つの感想といたしますか、そういうものを持たしていただきました。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。そのほかの委員の方ありますでしょうか。</p>
委員	<p>特に私は民生委員ですので、地域の高齢者のお宅を回ってご不自由はないかとか、ちょっとこちらから見て困っておられる方を包括に連絡したり、そのつなぎをするのが仕事なんですけれども、子育てサロンなんかでも子育て中のお母さんに変化はないかとか、そういうことも気をつけながら活動をしているんですけども、人権と言われても私自身がそんなふう感じて動いているものではないですので、できるだけまたいろいろなお話を伺いながらそういうふうな目で見ながらも活動していかなければいけないのかなど、今、感じております。この会議で私今までどういふことを発言させていただいたらいいのかよくわかっていませんで、まだまだこれからの次の機会にもいろいろ聞かせていただいて、考</p>

発言者	内 容
	えさせていただきたいと思います。
会 長	有難うございました。
委 員	と思いますが、地域をよく理解することに徹すると思うんです。いろいろお話聞かせていただきましたが地域をもっと理解してそしてこの仕事をまとめていくというような方向づけをやっていかないといけないと違うかなと私は思います。以上です。
会 長	有難うございました。この間の子どもの貧困とか外国人、子どもを含めて外国にルーツを持つ方々も少なくないとか、門真の特徴も大分出てきているように思いますが、そのあたりは地域でご活動の方でないとはわからないこともまずはありますので、現状というところでどんな現状があってどんな課題があってというところで、ぜひご協力いただければなというふうに思っております。そのほか副会長も含めて、もしございましたら。
副会長	計画については、まず前回の計画の中で何が進捗していったのか、なかなか数値的にあげるのは難しいと思いますけど、その間包括支援センターがどれぐらいできてきて高年齢者相談の窓口が増えてきてとかですね、CSWの位置づけというのも行われていますので、その中で進んできたことを出していただいて、現状を少し理解させてもらえたらなというふうに思いました。あと、策定については事務局も一からここで全部議論していくことは大変だと思いますので、今、出てきたような新しい分野であったり、当事者参加が大事だということは、事務局がどういうふうに今後策定をしていこうというふうに考えているかというところを明らかにしてもらった方が議論しやすいというふうに思っています。前回の計画を見ると研究作業のような形で各部署のヒアリングを行いながら作っていった経緯があるようですけれど、今回はどういうふうな形でこう作っていくと考えているのかというところを出していただけたらなというふうに思っております。あと、個人的にはいろんな分野のところで必要性ということをお願いいたしますけど、人権というところで実際に人権の救済とか支援というところに結びつけている相談活動を行っている方とか行政の中にも民間の中にもいらっしゃいますので、そういった人たちが活動しやすいような計画。やはり門真の方と関わっていてすごく分野を横断しながらですね、窓口もいろんなところとかけ合ってますね、外に出て直接介入しながらやってはるという姿見てて、やっぱ

発言者	内 容
会 長	<p>りし易い状況というのはすごく重要で、なかなかそれができない市町村もあつたりするんですね。窓口が違うからとかですね。それこそ人権相談は外に行けないからといって外に行くのを民間の方に任せてというのをおっしゃったりすることもよくあるので、そういった意味で積極的な活動が相談窓口の中にできるようなものっていうのはこの中で新しくこう位置づけてもらいたいなど、またそれぞれの分野ごとに割と課題を挙げてですね、方向性というのを出していただいているのが前回の書き方であったかというふうに思いますけど、それをつなぎ合わせるような、やはり今どんどん地域包括ケアということでですね、いろんな相談、いろんな課題に対応できるようにということ考えてられたりということがありますので分野横断型で対応していくような考え方というのがもっと前にでてきたらいいなというふうに思いました。</p> <p>有難うございました。だいぶいろいろ見えてきましたが、多分事務局への負担がますます大きくなっていくという現実。どうしても現場をよく知っているし、行政の中のこともよくわかってるということで、そちらの方である一定の整理などをしていただかないといけないという状況はあると思うんですが、委員の方は委員の方でそれぞれの分野とか、知識とか意見とか、委員としての協力も惜しまない覚悟で来ているとは思いますが。事務局の方は申し訳ないですが意見などをいろいろ当たっていただいたりとか、情報収集していただいたりとか、今、副会長さんが提起くださいましたけれども、いったい今どのぐらいどんなものが整備されているのか、この策定があった10何年か前から現状としてどう施策を進めるのかみたいなどころもあわせ持ってこれを検討していくっていうような貴重なご意見が出ていたように思われます。</p>
委 員	<p>あくまで提案なので聞き捨ててくださって結構ですが。今日の議論、要は基本計画をさわるにあたって門真の実態がわからないと、よう触らないというのがまず1つで、さわるにあたってそのオールジャパンの上積み液みたいなのを作って無味無臭なものを作りたいかというところでもないという議論だったんじゃないかなと思います。その中でいろいろな委員の方々のご意見を伺っていて具体の知見、いろんな観点からのご意見の中でまず論点整理をしましょうということと、あと事務局の方からおっしゃっていたのが3回分の予算をとっているという現実的な話だったんでしょうが、ただ来年度3回という話で、3月の議会で3回分の予算を審議して通すか通さないかという話の後に当然必要であれば回数について補正予算を組むなり増やすなりということも検討の俎上に上って</p>

発言者	内 容
	くる可能性はあるかなど。ただそれにあたって、煮詰めて申し上げると、この会議の進め方、論点整理と、タイムテーブルについて1度会長、副会長にどうでしょう。ご一任を委員の方々から取り付けて事務局と相談して次回の審議会まで、若しくは審議会において提示していただくということが一番現実的でないかと思います。あくまで提案です。
会 長	有難うございましたら論点整理及び今後について大変貴重な意見をいただきました。そのほか、いかがでしょうか皆様、事務局の方、いかがですか。これで進めていけそうでしょうか。
委 員	私も冒頭に申し上げましたけども、まず諮問をする側は結果どんなものを期待しているかという概略等を副会長もおっしゃったようにそれを示さないといけないと思います。それにつけても今日も資料をいただきましたけれども、全然読めていないわけです。だから聞いてもここでは何も議論の足しにはならないわけです。だから、こういうのも事前に頂いて、ある程度時間を頂いて読めば、書いてあることは理解できますから。それで議論していく。そして、フィードバックを会長、副会長にお願いして、事務局とフィードバックしながら、こんなものを我々に答申してほしいんだなというものが描けられるようになってくれば、それに対してそれぞれが民生委員の方は民生委員の立場で経験したことを突っ込んで、そうでなければ、打ち上げ花火を打っているだけで、ベースがなかったらなかなか議論が前に進まないと思います。またその辺のことを最初にちょっとご足労ですけれども会長、副会長と事務局で話し合いをしていただいて、それにまつわるいろんな基礎知識、基礎データ等、資料があればどんどんいただいて、我々はそれをいろんな上で理解した上で、理解できないとなれば聞きますから、その上でこう出てくればもっと前に進んだ議論ができるのではないかなと思います。
会 長	貴重なご意見ありがとうございます。最初にもご指摘をいただいていた話ですけども、全くそのとおりだというふうに思っています。その関係で事務局のほうから何かありますか。
事務局	とりあえず今回委員の皆様には2年間の期間でのご審議ということで委嘱させていただいていますので、来年度3回現在予算計上はしておりますけれども、先ほど意見いただきましたように、場合によってはこの回数を増やすと。足りなければそれもありかなとは思っております。また来年度だけではなく2年の期間がありますので、その中でどういう形で

発言者	内 容
会 長	<p>最後答申をいただくかというのはこれから委員の皆さんの中で形づくっていただけると。2年間の中でいろいろご審議いただけたらなとは思っております。</p> <p>有難うございました。時間の方はまだ大丈夫ですか。そろそろという感じですか。わかりました。今までの皆さんのご意見をまとめて、またこちらでも事務局と整理をしながら、というふうに思っていますけれども、今の話でいきますとやはり全庁的にきちんとしたものを作っていきたいというふうに思っていますので、逆に門真市さんのほうでその作業部会みたいなものを全庁の協力をもって、皆さん事務局だけじゃなくて、この人権というほんとに生活者全般に関わっているいろいろな部署からの作業をうまくやっていただきながら、この策定にも役所の人たち皆さんにも関心を持っていただきながら、ほんとに上積みの標語だけできましたよというものではないものを少しでも目指していければいいなというふうに思っていますが、何分にも今日は初めてで、どんな方々が参加するかもわからない状況でしたので、少し交通整理のほうを事務局と副会長と私の方でさせていただき、次回のときには少し準備を皆さんにもしていただいて、この会を、もうちょっと有意義なものにしていきたいというふうに思っております。いろいろ大事な意見が続いておりましたが、時間となりましたのでこのあたりで案件5までについて終了したいと存じます。</p>
発言者	内 容
会 長 事務局	<p>その他</p> <p>続きまして案件6 その他について事務局の方からお願いいたします。</p> <p>案件6のその他についてですが、ご審議いただく案件ではございませんが、今後の審議会スケジュールについて申し上げたいと思います。本日の審議会の議事録につきましては会議終了後2週間をめぐり、原則、全文筆記で作成させていただきます。発言内容に齟齬が生じない範囲で、修正及び簡略化をさせていただくこともあると存じます。なお作成した議事録につきましては門真市情報公開条例に基づきまして、不開示情報を除いて市ホームページに掲載させていただきます。公開させていただくものとなりますのでご了承お願いいたします。委員の皆様の名につきましても公開させていただきますのでよろしくようお願いいたします。議事録につきましては作成いたしました後、公表前に各委員にご一読いただき確認にいただきたいと存じます。第2回の審議会でございますが、ま</p>

発言者	内 容
	<p>た、後日ご案内させていただきたいと考えております。それまでに、また情報としてこれがあった方がいいというものですとか、こういった内容を載せた方がいいですとか、何かご意見ございましたら事務局の方までご連絡いただければと存じます。また事務局の方で、今後の審議会の進め方ですとか、スケジュールにつきましては、会長副会長と相談させていただきまして、皆さまにご報告させていただきたいと思っております。以上です。</p>
会 長	<p>今の内容について何かご質問等はございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして審議を終了いたします。円滑な議事進行に御協力をいただきありがとうございました。これで議長の任を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>皆様大変お疲れさまでございました。以上をもちまして、第一回人権尊重のまちづくり審議会を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中ありがとうございました。</p>